

Title	現代中国学者間に於ける井田論の研究 (下)
Sub Title	
Author	李, 永霖
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.2 (1921. 2) ,p.276(120)- 300(144)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210201-0120

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

現代中國學者間に於ける 井田論の研究(下)

李 永 霖

目次

- 第二節 個別的研究
 - 第一款 封建制度との關係
 - 第二款 所有權との關係
 - 第三款 租税との關係
 - 第四款 田畝尺度との關係
- 第二章 外國に於ける類似制度との比較研究
- 結論

第二節 個別的研究

第一款 封建制度との關係

封建制度の行はれたる時代と井田制度行はれたりと稱せらるゝ時代とが同時代なる點に於て封建制度は井田制度と重大なる關係を有す。是れ井田制度有無の研究に當りて封建制度を研究するの必要有る所以也。然れども今茲に封建制

度の意義、起源、及び發達變遷を極めて詳細に研究するを得ざると俱に又不必要也。大體に於て封建制度とは一大民族が建國したる後其絶對的領域内に於て領土を畫して疆に分ち之れを同姓の子弟及び異姓の功臣に與へ以つて天下を號令するを云ふ。中國に於て封建制度初めて完成せられたるは周の時代にして周以前の時代は之れが外郭時代周以後の時代は發達變遷衰滅の時代とす。即ち秦は封建政治の弊害の大なるを認め而して一定の意味に於ける貴族專制政治を開始するに至り封建制度は衰滅に歸せり。之れと同時に從來存續せし井田制度も亦全然崩壊せりと云はる。封建制度と井田制度とは實に微妙なる關係を有すと云ひ得る也。今次に封建制度と井田制度との關係に關する胡漢民先生一派の所論及び胡適之先生一派の所論を觀察せん

胡漢民先生一派が徹頭徹尾井田制度を承認せんとする裏面には此の整方塊頭的封建制度を是認するを知る。

彼等は實に周禮を以つて周公旦の製作に出で其中に錄せらるゝ田制をば盲目的に信用し他方に孟子其他の古典を重大視する傾向を有す。是れ果して妥當なりや、殊に其一派の論者たる廖仲愷先生が是等の古籍を強信して整方塊頭的封建制度の當時に可能なるを説ける際に其比喻として外國に例をとり近世新たに發見せられたる土地に於て興りたる北米合衆國及び濠洲の如き國家が分つ所の行政區劃は中國古代の封建制度とは餘り大したる差異なしと云へるの一段は之れを承認し得べきや。斯かる所論は近世の科學的態度と歴史的想像力とを缺くものに非ずして何ぞや。

反之胡適之先生一派の所論には觀るべき點少

なからず。其所論を觀るに胡適之先生は

- (一) 古代の封建制度は決して孟子、周官、王制の説くが如き簡單なるものに非ざる事
- (二) 秦の始皇帝以前には決して實際上統一國家なき事
- (三) 封建制度の重要な方面は横剖的方面に存せずして反つて縦剖的方面に存する事

の三點即ち整方塊頭的封建制度の不可能なる事由より又井田制度存在の實證なき限り事理上より當時の政治形勢に推想し半部落半國家的時代に豆腐干塊的井田制度實行し得ざるものとなせり。實に胡適之先生の所論に據れば中國古代に於ては無數の小國は部落より成立し其他に無數の半開民族有るものにして畢竟王室とは斯くの如き諸國中最とも勢力有る一國家に過ぎざるものなれば唯名義上、宗教上、及び政治上其小諸國

の領袖に外ならず。其例が夏、商、周にして彼等は比較的強き國家を形成し其兵力盛なるに乘じて他の小國を征服し自己の子弟を派遣して諸侯に任じ其他の未だ征服せられざる國は唯名義上彼等の宗主權を承認するに過ぎざるが故に王制の説くが如き封建制度即ち整方塊頭的封建制度の存在し得ざるものにして更らに複雑なる封建制度存在せり。加之其複雑なる封建制度の重要な方面は寶塔式方面即ち上下、臣屬的關係なるを知る。(註)されば均産的の制度たる井田制度有るの理なく従つて井田制度の崩壞の原因が封建制度崩壞なるの理亦無きや明らか也。

乍然胡適之先生が封建制度なる言葉を以つて最も誤解を生せしめ易き又最も歴史の新見解を阻碍するものなれば之れに換ゆるに割據制度を以てすべしと雖も是れ果して承認し得べきや。筆者惟ふに胡適之先生は封建制度と割據制

度との區別を看過せりと。元來封建制度と割據制度との間には極めて重大なる差別有り。封建制度には中央集權的のもの有るも割據制度には斯くの如きもの無く全國群雄割據して互に覇權を争ひ天下を擧げて麻の亂れたる巷と化し人民をして塗炭の苦境に陥らすものなる事是なり。中國古代に於ては夏殷周は封建制度を敷き春秋時代即ち戰國時代は割據の時代也。

(註)胡適之先生は詩經の豳風、七月、小雅、信彼南山、甫田等の詩を擧げ人民が唯無衣無褐に安んじ却つて爲公子裘、爲公子裳一の爲めに盡し其狩獵より歸りて滿足氣に言私其縱、獻酬於公と云ひ又曾孫之稼、如茨如梁、曾孫之庾、如坻如京。乃求千斯倉、乃求萬斯箱。黍稷稻粱、農夫之慶と云ひ井田制度無ければこそ無衣無褐の貧民、載玄載黃の公子裘、狐狸的公子裘、千斯倉萬斯箱の曾孫或は拾遺棄滯穗的寡婦有るものこそり。

又胡適之先生一派中の季融伍先生は Jaks? の著にして嚴復先生の譯に掛る社會通證の第八

篇及び第九篇の所論(註一)が頗る周代の封建制度に關する觀念と吻合せる所なりとして之れを引用し以つて中國古代の封建制度に就きて論ずる古籍の記録(註二)に對照して胡適之先生と同様中國古代の封建制度は決して整方塊頭的のものに非ずして之れを根據とせる豆腐干塊的の井田制度は存在し得ざるものとせり。

(註一)國家主義既興、君之於民、常欲爲徑捷之治、莫不欲取中間之階級。凡所以爲壟斷者、一切而空之。惟明智之英主、察其勢之不可、以驟而等衰隆殺。凡所以爲堂高廉遠者、又未嘗不可守位而養尊、則於是乎有榮建、藩翰之說矣。躬擐甲冑、擊啓土疆、其爲此也、或出於力征、而并兼、或由於轉戰、而啓闢。顧一方之中、非盡平等齊民也、將必有其衆所推尊仰庇之豪宗右姓、夫加是之豪宗右姓、謂者雖具權力、往々欲盡劔難、則擇其最梗、雖桑道且不可格者、乃戰而隕之耳。其餘則固可以優容也。容之奈何。曰、使知猶得長守此富貴者、有所自來而已。君臣之義、所爭在名、固無難定。即有時貴、以貢賦、乃至建莫非王土之說、一若是種人之所克

有者一切皆受賜於新君、凡此皆非種人之所斷斷者。蓋此時所重者、在保其舊封、使所耕獲者無恙、已甚幸矣。至於所責貢賦之實、轉而責諸其下可也。又使有所誅勦、而其地爲新君之所有、則酬庸錫土、以界昆彌、而新國之形愈固。其中有分地甚廣者、則轉以分封其下之臣僕、侯國王國、有比例也。此歐洲中古建侯分土之規、所謂「弗特」之制是已。然使所拓闢之土地誠廣、則拱衛新主者、不獨資近臣也。封域所暨、皆不可之無人、則衆建藩屏之事、不容緩已。其勢之最便、固莫若因宗法舊有之種會、使其誠服、則因而立之以爲新朝之代表。此於勢雖未必甚安、然較之武力誅勦、令盡起而爲我敵、雖劫之勢懸矣。若夫形勢之地、則亦易其舊而建其親。亦故君已亡、或以罪殺、則置其所信者以爲守。此其事率常行之以漸、往往經數百年、則故會無一存、而新朝衆星拱極之勢成矣。然亦有更歷久遠、無大變者。此如晉英、其中僻遠之部、有至十九世紀之初、猶爲種會之所主者、則又不可一概論也。

(註二)三分天下有其二、以服事殷。——論語泰伯篇 昔周公甲二叔不咸、故封建親戚、以藩屏周。管蔡邲霍魯衛毛肅曹滕畢原鄆郟、文之昭也。邶晉應韓、武之穆也。凡諸那茅胙祭周公之胤也。——左傳僖二十四年

昔武王克殷、成王靖四方、康王息民、並建母弟、以藩屏周。——左傳昭二十六年
 昔武王克商、先有天下、其兄弟之國者、十有五人、姬姓之國者、四十人、皆舉親也。——左傳昭二十八年
 昔武王克商、成王定之、選建明德、以藩屏周。——左傳定四年

先君叔振、出自文王、晉祖唐叔、出自武王、文武之功、實建諸姬。——晉語
 當成周者、南有蒲蠻中、呂熊鄧蔡隨唐、北有衛燕狄鮮虞潞洛泉徐蒲、西有虞虢晉魏翟揚魏芮、東有齊魯曹宋滕薛鄭葛、是非王之支子母弟甥舅也、則皆蠻貊戎狄之人也。——鄭語

東觀漢記、兵至於盟津、……諸侯不期而會盟津者八百。——史記周本紀
 封諸侯、班賜宗彝、作分殷之器物。武王追思先聖王、乃褒封神農之後於焦、黃帝之後於祝、帝堯之後於蒗、帝舜之後於陳、大禹之後於杞。於是封功臣謀士、而師尚父爲三公、封尚父於營丘、曰齊、封弟周公旦於曲阜、曰魯、封召公奭於燕、封弟叔鮮於管、弟叔度於蔡、餘各以次受封。——史記周本紀

季融伍先生は周の武王商を滅して國を得たる際封せられたる諸侯少なからざる而已ならず且又滅亡せしものも少なかりしかば當時は已に大

半の諸侯が周の宗主權を承認せしものにして用武力誅鋤、令盡起而爲我敵が如き事は有るまじきこと也。従つて豆腐干塊的に國を整齊劃一することもなく又整方塊的に封建制度をば劃成するの必要なきは勿論當時の事勢を考ふれば所詮斯かること不可能なりとして種々の論據(註)を擧げたり。

(註)(一)「盟」か「避」の地に於ては舊會の勢力存在して王化の及ばざる觀有り。従つて其等の舊會は獨立して拂特時代の土司たるを得たり」と云へが如く當時中國の蠻貊戎狄の狀態も又全たく其れに變弱たるもの有りし事。

(二)夫文王率商之叛國以事紂。武王觀兵盟津諸侯會者八百。此皆三代之所建。至於紂時、其地之廣狹、固未必悉仍其初封。文武繼而有之、要與之相安而已、豈得而盡易其疆界哉。武王克商、封國七十有一、所可限以分土之制者惟此。而其封取之所滅國及隙地、地或犬牙相錯、疆不足之數、不能不遷就焉。是故秦楚吳越、介在蠻夷、爵不過子男、而跨地輒數郡。邠毛勝諸國、處於中原、則險不得展。凡以地勢故也。且夫三代之封、猶後世之郡縣、後世郡縣大小、率

亂機直に生ずるを知り得る事。

以形勢爲差等。不以里數之多寡、又不能定其限大郡縣若干里、小郡縣若干里也。古之建侯亦若此矣。云々清朝の許宗彦の讀周禮記に於ける句を信じて得べき事。
 (三)大殷の後なる任宿、須句、顓臾及び皋陶の後なる六與蓼等の諸國は決して周朝に於て初めて封せられたるものに非ざる事。
 (四)薛宰の説く薛之皇祖奚仲、居薛以爲夏車正、奚仲遷於邳、仲虺居薛以爲湯左相。——左傳定元年に於て所謂薛は現今の山東滕縣西南四十里に在りて中原腹心の地にして決して僻遠なる蠻夷の地に在るものに非ず。従つて周朝の初年改建の有りたる時にも此の薛と同等の地位に在る國家が必らず少なからざりしことを知り得べき事。
 (五)商の紂王は昏亂暴虐にして億兆の夷人を弄びて益々人心を離れ又道徳に離れたる結果商は武王の爲めに亡ぼされたり。一度滅亡せば之れを回復すべからざるや當然なりと雖も武王一たび死せば直に武庚は管蔡と連絡して淮夷徐戎を煽動し以つて復辟を試めり。斯くて周公旦は勅命を奉じて東征にて奪戦し戦争三年に亘りたるも終に東の六族及び西の七族の頑民を平げ俘虜をば各國に分配せり。之れを觀れば宗法社會の種族相保的民族は舊會を追想する念に當み新王一たび死せば

以上季融伍先生の論する所によれば當時の狀況上より推想して其封建制度が周禮王制等の古籍が述べ又今胡漢民先生、廖仲愷先生等が論するが如き整方塊頭のものに非ざるは勿論假りに今其所論に一步譲り以つて當時の封建制度は整齊劃一的のものなりとなすも斯くては夏商時代に於ても封建制度は極めて整齊なるものなりと假定せざるべからざるに至り其所論の不當なるを知るべき也。又封建制度の骨子たる封地の大小に關する周禮及び王制の相違を觀るも兩書の價值を疑ひ得べく其等に記載するものは決して周の時代に於ける畫土分疆の狀態に非ざるを知り得べし。

要之當時諸侯の國を建つるもの夥しく將さに千百を以て數ふべき程也。而して是等の諸侯は殆んど其封地同じく亦徳及び勢力の點に於ても

同じきものなれば假令是等の諸侯中より一人の覇者出で、全國を統一して王となるも是等千百の諸侯をば調節すること極めて困難也。從來地方に割據して勢力を養ひつゝ有りしものが歲月の経過と共に國王に反對しとかく是等の諸侯をば囑強制し難きは當然也。斯くて強者は自ら強者として弱者を兼併するが故に井田制度の如き豆腐干塊の制度の行はるゝ道理なし。實に當時の封建制度は整方塊頭のものには非ざる也。筆者は此點に於て胡適之先生一派の所論に同様也。況んや封建制度の下に於て土地は一般人民に所有せらるゝことなく唯諸侯の所有する土地を佃作するに於ておや。

第二款 土地所有權との關係

抑々胡漢民先生一派は公田をば八家が共有して之れを共に耕作し以つて其得たる收穫をば王に獻納したるものなれば井田制度は一種の共

有共產制度なりと云ひ胡適之先生一派は之れに反して公田とは決して八家が共有共產せしものに非ずして王或は貴族が其私有地をば八家に佃作(或は小作)せしめたるものにして井田制度は一種の經界的制度に過ぎずとなす。由是觀之土地の所有權と井田制度とが如何に密接なる關係を有するやを窺知し得べし。

(イ) 胡漢民先生一派の所論

井田制度とは口を計りて田を授くる一種の共產制度にして斯かる制度は土地曠大にして人口未だ稀薄なるが爲め土地の私有權未だ發生せざりしものが其社會の進化によりて土地が私有に移らんとせし際に發生せし土地共有共の習慣を整頓せし制度也。(註二)換言すれば井田制度とは上古民族が游牧より田園に移らんとせし際に發生せしもの也。實際上古民族が游牧より田園に移らんとせし半部落半國家

的時代に於ては斯かる制度の發生するは可能なるは勿論自然的のもの也。所謂過渡時代とは傳天之下莫不王土の時代にして人民は土地の私有權を有せざりしも其使用權を有せし也。(註一)

即ち井田制度に於ては八家は其土地の使用權を有して耕作し中央の公田を共同耕作して王に其收穫を獻納せしものとす。然らば土地が公有或は共有より私有に移らんとせし過渡の時代は果して井田制度の行はれたる周の初せなるや即ち周の初めに於ては未だ土地は私有せられざりしや否やに就きて之を觀るに周の初めには土地は決して私有せられざりき。采地食邑をば占有することゝ私有財産的所有とは決して同様のものに非ず。若し然らずして同様なりとせば周以前夏殷の時代に於ても土地は私有せられたりと云ふとを得。然れど

も是れ信すべからざることたり。(註三)

(註一)建設第一卷第三號所載胡漢民先生の中國哲學史の唯物的研究

(註二)建設第二卷第一號一五五頁及び一五七頁に於ける

國仲愷先生の所論參照

(註三)建設第二卷第一號一七一頁—一七二頁及び建設第二卷第五號九一〇參照

(ロ) 胡適之先生一派の所論

土地の所有權と井田制度との關係と就きては胡適之先生よりも其一派なる季融伍先生の方其論する所頗る多し。されば茲には主として季融伍先生の所論を掲ぐこととす。

(a) 當時の人民の程度は土地私有權の觀念を有するを得ざりしや否や

産業私有の觀念は其發生極めて早きものにして共產社會の如きものは古代に在りても決して經過せん制度には非ず。牧畜時代に於ては動産を私有する觀念有り其後社會が農業時代に進化して人類は初め

て土着するに在りたる場合に於ては始めて不動産を私有する制度生ぜり。土地は人類の利用する物品の一種にして他の物品と何等異なる所なし。されば牧畜時代に於けるが如く已に動産たる他の物品を私有せしが故に物品の一種なる土地を私有せんとする觀念發生するや當然也。而も私有の觀念と發生は決して甚だ遅きものに非ざるが故に恐らく土地を利用し得ることを知りたる際に直に之れを私有せしや明瞭也。

(b) 共有共産制度は決して階級制度の上に建設せらるゝを得ざるものにして必ず先づ人民の平等を要す。故に階級制度は何時頃に發生せしやの問題を解決すれば古代に於て共産制度存在せざりしを證明し得べし。惟ふに階級制度の發生は遠く牧畜時代に

在り。一たび階級制度にして發生せんか優勝劣敗弱肉強食は是れ天演的公例也。斯かる時代に共産制度の發生の餘地を有すや。當時の土地所有權は當然種首或は族長の手中に存在せざるべからず。又部落が進化して國家を形成すれば階級制度は益々顯著となるべし。(註一)斯くて此土地所有權は國君と貴族との手中に歸す(註二)公食、貢、大夫食、邑、食、田、庶人食、力なる語は庶人以下の階級が土地所有權を有せざること及び士以上の各階級即ち貴族が食邑、食田を有せしことを示すに非ざるや。詩經の人有土田も土地の私有權の確立を示し爾我公田、遂及我私に於ける公田及び我私なる語は單に土地の私有權が如何なる階級の主體に屬するやを示すに外ならずして已に土地が私有せ

られたるを證明す。此他無食我麥、無隊我粟或は芄芃原濕、曾孫田之、曾孫之稼、曾孫之庾、等は其曾孫の解釋如何を問はず已に土地の私有せられたるを示す。惟ふに胡漢民先生一派が采地食邑を占有すること、私有財産的土地の所有とは別事にして決して同一のものに非すとすの根底には彼等が(1)古代に於て人君が田を授け産を制するには全國の境内に廣大なる土地が有ること又遊民が無きことを必要とす。従つて人類蕃殖して土地が隘隘となるに至りては到底斯かること行ふべからず。全國の田畝をば幾何級數的に増加する戸口に照して醖酌せざるべからず。従つて初め一夫が百畝を受けしものが其後一年一年漸減し其受くる田畝は次第に七八十畝、五六十畝、三四十畝より終

に十畝と減少するに至りたること及び(2)八家が皆百畝を私有して其百畝より發生する收入を以つて九人乃至五人の衣食に供し事實上諸侯卿大夫は是れに一指も染めざるものにして彼等は公田の收入を除く外野人を一絲一毫も侵犯するを許さざること等の二個の觀念を横へるものなれどもこは古代の階級制度が相互に臣屬的關係に在りしこと及び公田は公家に屬する田地にして私田は野人に屬する田地を云ふこととの二個の事實を忘却乃至看過せしもの也。

(註一)左傳に見ゆる庶人、工、商の外に尙ほ皂、隸、牧、圉の如き階級存在し細かに分てば十種の多きに至る。王臣、公、公臣、大夫、大夫臣、士、士臣、皂、皂臣、與、與臣、隸、隸臣、僕、僕臣、隸。
秦伯送三衛於晉實于三人、紀綱之撰。(僖二十四年)
季武子賞鄆庶其從者以皂、牧、與馬。(襄二十一年)
給其賤役、從、皂、至、牧、凡八等之人、謂皂、與、隸、僕、

僂、襄、園牧也。(杜注)
 魯路、楚、以執、新執、針織、絳皆百人。(成二年)
 其他奴隸は付きては次の如きものを見れば明らか也。

晉侯賞、桓子狄臣千室。(宣十五年)

齊侯請、致宮室以、千社昭。(二十五年)

齊與衛地、自、濟以、西、濼、淄、杏以南、齊社五百。(定九年)

趙鞅、圍、衛、衛人懼、貢、五百家、鞅、置、之、鄆、鄆、十三年、又
 要、舍、諸、晉、陽。(定十年)

(註) 薄天之下、莫非、王土。(詩經)

天子、經、略、諸、侯、正、封、封、略、之、內、何、非、君、土。(左傳)

昔、我、先、王、之、有、天、下、也、規、方、千、里、以、爲、甸、服、……

其餘、以、均、分、公、侯、伯、子、男、使、各、有、寧、宇。(周經)

依是、觀、之、田、地、之、所、有、權、は、實、際、上、貴、族、に、管、屬、す、と、雖、も
 名、義、上、は、王、と、諸、侯、と、に、屬、す、る、こ、を、知、る、。是、れ、證、據、の
 一、也。

周公、懲、惡、之、愆、也、且、與、伯、與、爭、政、不、勝、怒、而、出
 及、陽、樊、王、使、劉、子、復、之、盟、于、鄆、而、入、三、日、復、出、奔
 晉、秋、宣、伯、聘、于、齊、以、修、前、好、晉、卻、重、與、周、爭、鄆、田、
 王、命、劉、康、公、單、襄、公、諸、晉、卻、至、曰、溫、晉、故、也、故、不、敢、失、
 劉、子、單、子、曰、昔、周、克、商、使、諸、侯、撫、封、……云々。
 依是、觀、之、し、天、子、に、對、し、て、は、名、分、上、田、の、所、有、權、を、確、定、す
 る、義、務、有、る、と、同、時、に、人、民、に、對、し、て、は、權、力、上、田、の、所、有、權
 を、確、定、す、る、權、利、有、り、。是、れ、證、據、の、第、二、也、。春秋時代は已

に全然貴族の跋扈專横時代なりしかば當時の土地處分
 權も又貴族によりて支配せられたり。

(1) 天子と諸侯は貴族の土地所有權を剝奪せしこと。

莊十九年、周惠王取、魯國之圃、以、爲、園、又、奪、子
 禽、視、龍、與、魯、父、田、。

昭十三年、楚靈王奪、遠、居、邑、奪、門、章、龜、中、華、又、奪、
 成、然、邑、。

(2) 貴族の田邑は皆國君及び執政の與へたるものにし

て或者は受け或者は辭し或者は反し或者は致し或
 者は歸したるものにして是れ皆所有權を存せし證
 據なる事

僖三十三年、公侯以、先、茅、之、縣、賞、晉、臣、與、却、缺
 冀。

文十八年、公命與、莒、僕、色、季、文、子、使、司、冠、出、諸
 冀。

宣十五年、晉侯賞、士、伯、以、瓜、衍、之、縣、。

成二年、衛人賞、仲、叔、於、奚、以、色、齊、侯、子、辟、司徒
 妻、石、窶、。

成七年、楚子重、請、取、於、申、呂、以、爲、賞、田、。

成八年、晉討、趙、盾、趙、盾、括、以、其、田、一、與、卻、奚、。旋、又
 立、趙、盾、反、其、田、。

成十三年、曹子臧、致、其、邑、於、公、。十六年、盡、致、其
 邑、。

成十七年、却、缺、奪、夷、陽、五、田、却、與、長、魚、矧、爭、
 田、。

襄十四年、子、剛、爲、田、池、司、氏、堵、氏、侯、氏、子、師、氏、皆
 喪、田、。

昭三年、范、宣、子、趙、文、子、韓、宣、子、爭、州、田、。

昭十四年、晉、邢、侯、與、雍、子、爭、郟、田、。

昭二十年、衛、公、孟、縶、納、齊、豹、鄆、。

哀十七年、宋、皇、溪、之、子、隈、其、見、邑、劓、股、邑、與、田、丙、。

土地處分權に關して幾つかの例外有り

(1) 別人家の土地は弱主自由にて之を處分し得る事。

僖四年、齊侯與、申、侯、以、鄭、國、之、虎、牢、。

昭三年、晉陽州田與、公、孫、孫、。

哀二年、周人與、池、氏、田、。

(2) 自國の土地を他國の大夫に與ふるを得る事。

襄十年、晉、僂、士、句、請、伐、偃、陽、封、宋、陶、戌、。

哀九年、鄭許駁、求、邑、無、以、與、之、。清、外、取、許、
 之、乃、圖、宋、雍、邱、。

(3) 一國の土地が貴族に依りて瓜分され盡せらるゝ時自
 田に他國も之れを取ることを得る事。

尤も貴族が相互に授受するもの有りとも雖も是れ決
 して貴族の土地所有權を否認するを得ず。例へば

昭九年、陳、桓、子、君、子、山、私、具、幄、幕、器、用、從、者、之、衣、履、
 而、反、棘、焉、子、商、亦、如、之、而、反、其、邑、子、周、亦、如、之、而、

反、棘、焉、子、商、亦、如、之、而、反、其、邑、子、周、亦、如、之、而

襄二十一年、李、武、子、與、鄆、庶、其、邑、。

襄二十二年、鄭、公、孫、黑、肱、歸、邑、於、公、。

襄二十六年、鄭、伯、賜、子、展、八、邑、子、產、六、邑、子、產
 辭、固、與、之、受、三、邑、。

襄二十七年、衛侯與、公、孫、孫、免、餘、邑、。六十、受、其
 半、宋、左、師、請、賞、公、與、之、邑、六十、既、又、辭、之、。

襄二十八年、齊、反、驪、公、于、邑、與、晏、子、謁、殿、其、歸
 六十、弗、受、與、北、郭、休、邑、六十、又、與、子、雅、于、瓦
 邑、。

襄二十九年、公治致、其、邑、於、季、氏、。

襄三十年、鄭子產賂、伯、石、邑、懼、而、歸、邑、卒、與、
 之、。

昭五年、蹇、牛、取、東、鄙、三十、邑、以、與、南、遼、。

哀十四年、桓、魋、請、以、索、易、薄、公、不、可、乃、益、索、七
 邑、司、馬、牛、致、其、邑、而、適、齊、又、致、其、邑、而、適、
 吳、。

哀二十七年、齊與、顏、涿、聚、之、子、晉、五、邑、。

(3) 貴族の自田争奪は是れ君が政治をなすを得ざる證
 據たる事。

閔二年、公、傳、傳、卜、田、。

文七年、先、克、奪、剛、得、田、於、董、陰、。

文十八年、齊、懿、公、爲、公、子、時、與、鄆、歐、之、父、一、爭、
 田、。

與之夫子……凡公子孫之無祿者、私分之邑、

(ハ)私見

土地の所有權より觀察すれば他の關係より觀る場合と同じく共産共有制度の會て存在せしこと疑を容れず。然れども是れ一般的共産制度を云ふものにして決して井田制度に就きて云ふものに非ず。恐らく中國の古代に於ても會つて斯かる一般的即ち外國に見るが如き共有共産の制度存在したるべし。然も斯かる共有共産の制度は經濟生活が狩獵游牧より田園耕作に移りたる時に於て發生したるべし。此點に於ては廖仲愷先生及び胡漢民先生の所論に服すべしと雖も井田制度を以て共産共有の整頓的制度となす論に對しては絶對に服從し難し。蓋し筆者は已に述べたるが如く三皇五帝の時代に於ける封建制度の事情よりして全然井田制度を否定するが故也。又季融伍先生

采地食邑の收入即ち貴族の得る租税は人民が享有して之れを耕作せる普通の土地より生ず。

(ロ)胡適之先生一派の所論

采地食邑の收入は決して人民が佃有して之れを耕作する普通の土地より生ずることなく亦其歩合は什一には非ず、什一、藉徹等は唯税法に過ぎずして井田の存在すると存せざること寸毫も關係なし。吾人は此兩者をば必らず區別せざるべからず。實に税法は税法にして田制は田制也。

(ハ)私見

此點に就きては筆者は胡適之先生一派の所論に同じきものにして全然田制と税法とを區別す。惟ふに什一制度は歐洲古代に行はれたる Tithe と同様なるものにして決して土地の共有制度には關係なきもの也。胡漢民先生一派

の所論にも服し難し。蓋し季融伍先生が如何なる國に於ても古代會つて共有共産の時代を経過したることなしとなすは是れ決して妥當には非ずして然も彼の所論の根底とも云ふべき Jaks の社會通説の價値は甚だ低きが故也。會つて章大炎先生の如きも民報に於て Jaks の説く宗法社會の四特性は總て中國の宗法社會の特性と一致せざることを述べられたり。要之土地所有權より井田制度の存在を承認すること到底不可能のことに屬すと俱に中國古代に於て會つて共有共産の時代を経過したることなしとなすこと亦承認する能はざる也。

第三款 租税との關係

中國古籍の録する井田制度は租税の問題に關する部分多し。是れ井田制度と租税との關係の重要な所以也。

(イ)胡漢民先生一派の所論

は租税は人民が所有して耕作せし土地より生ぜりと云ふも當時の封建制度に於ては一般人民は土地を所有したることなく唯租税は一般人民の佃作する土地より生じたるもの也。尤とも貢法より藉法、藉法より徹法へと變化したりと云ふは租税に重大なる關係有るを認む。

第四款 田量尺度との關係

貢法に於て五十畝と云ひ助法に於て七十畝と云ひ又徹法に於て百畝と云ふは是等五十畝、七十畝、百畝より生ずる收穫が各々一家の生活維持の程度を示したるや明らか也。是等の畝數より生ずる餘剰を以て卿大夫の祿となし得るや否やは井田制度有無の問題に對して有する關係は頗る重大也。蓋し卿大夫の祿に農夫の餘剰を以て當つるものと云ふものあれば也。

(イ)胡漢民先生一派の所論

周に於ては一畝は百方歩、百畝は方百歩なれば、一方里は三百六十歩を一邊の長さとする正方形也。從て九百畝は方三百歩の田にして方三百六十歩より方三百歩を引きたる残りの方六十歩は溝洫阡陌に當てらる。秦漢の畝法に於て若し溝洫を計算せざる際には一方里は唯四百五十畝に過ぎざるが故に方里而井九百畝と云ふことを得ず。實に周の畝法と秦漢の畝法との差は十に對する二十四の比例也。又周の一尺は現在の工部營造尺の六寸に當るが故に周の一步と現在の一步との比は十對六にしよ周の一方歩は現今の一方歩の百分の三十六に相當す。故に周の百畝は現今の十五畝に相當す。若し周代の百畝が五人を養ふとせば現代の三畝が一名を養ふこととなり又若し九人を養ふ場合には現代に於ける二畝の田を以て一人をも養ひ得ざるに至る。加之當時に於ける

る農業の發達程度をも觀察せば果して其收穫に餘剰有りと云ひ得るや。卿大夫の祿を以て斯かる餘剰に當る時には卿大夫亦死せざるべからず。由之觀之百畝の田より生ずる餘剰の決して多大なるものには非ず。更らに漢書の食貨志が李悝の所論を引用して説く一段を觀るに一夫は五口を挾みて百畝の田を治むものにて一畝の歲收高は一石半なるが故に百畝の歲收は百五十石となり一人の食費する量を一月一石半とすれば五人は一年に九十石を食ひ去るべし。果して斯かる大食漢有りや。是れ信すべからざるものなれども昔の一石が現在の二斗に當るを覺らば是れが合理的なるを知るべし。されば昔に於ける尺度を以て古書を解釋するに非ずんば了解に苦むもの也。論者(註二)は或九萬畝の田は僅かに八百人の農夫を容るゝに足らず。人口少なからざる時代に

於て一人の農夫は決して百畝の田を得ること不可能なりとなすも是れ方百里と百方里とを誤解する所也。若し果して方百里の大國にして唯八百の佃戸而已有ればせば其残りの人民をば如何にして養ひ得るや。當時は工業未だ發達せず又商業は如何なる人をも容れず彼等の漁獵を許すが如き山澤亦多からず彼等をして牧畜せしむる空地亦更らに無きもの也。

(註一)建設第二卷第一號一六一頁に於ける胡適之先生の所論參照

(ロ) 胡適之先生一派の所論

胡漢民先生の計算に掛る周の百畝は現今の十五畝に當るの論は次の理由に由りて信用すべからず。

(1) 王制の説く古代に於ける百畝は漢の百五十畝餘りに相當するが故に漢の畝を以て標準となし得ざることを。

(2) Hermann 及び Grard の研究の結果は漢の一里が四百米に相當する事。

(3) 現在の二英里は中國現今の三里三に相當するが故に漢の一里と現今中國の一里との差は唯八十米に過ぎざる事。

(4) 從て周の百畝は現在の百二十畝に當る事。由是觀之周の百畝の田より生ずる收穫には餘剰生じ卿大夫は其祿として之れを掠奪す。是れ仁政と稱し得るや。儒者が仁政の標本として説く井田制の存在は自ら否定せられざるべからず。

(ハ) 私見

胡漢民先生は周の百畝は現今の十五畝に當るを云ふも是れ恐らく妥當には非ざるべし。現代中國に於て最も有名なる儒學者陳煥章先生の所論を觀るも井田制度に於て三年間耕作すれば一年間の餘剰生せりと云ふが如く

(註一)又 Hanliang Huang 先生も周代の百畝は現代の五十畝に位に當るべし(註二)と云へるを見れば其收穫には餘剰有りて卿大夫之れを奪ひたるべし。筆者は此點に於ても尙ほ胡適之先生に服す也。

(註一) Economic Principles of Confucius and His School p. 132.

(註二) The land tax in China p. 24.

第二章 外國に於ける類似制度との比較研究

抑々井田制度の存在を是認する論者は井田制度行はるゝに至りし以前の時代に於て一般的共有制度が行はれたる事實即ち中國大古に於ける土地は一村落若しくは大血族團體に依りて共同に耕作せらるゝ習慣有りて其が井田制度に還りて八家同養の法となりたるものと論ず。惟ふに此論者は土地所有史に關する通説を信するもの

也。茲に所謂通説とは原始經濟生活は孤立獨存の個人を以て始まるに非ず多數の血屬相合して作れる共同生活を以て開始し殊に土地に對する關係は全然共有主義共產主義によりて支配せられしものにして其が個人所有個人耕作に移れるは數百年に渉る經濟的發展の結果なり、今日と雖も此發展の行程は猶繼續せられつゝ有るものとなすの說也。然れども近時此通説に對して疑を懷くもの少なからず。反之井田制度を否認する論者は私有の觀念の發達を以て甚だ早きものにして古代に於て共產社會の如きものを經過せずとなす也。

(一)胡漢民先生一派の所論

土地曠く人口稀なる時代に於て人民が一部落(一)地方を共有田地となすが如きは決して奇怪なる事には非ずして中國に於ても斯かる時代は存在せしや明らか也。然るに其後上古の民

族が牧畜より田園へと其經濟生活の進み土地も公有より私有に移らんとする過渡期に當り井田制度なる一つの過渡制度生るゝに至る。

惟ふに有史以前の各種制度を豫想するは其制度の中國なると外國なるとを問はず非常なる冒險事也。斯かる危険を除く方法とし有力なる一つの方法は斯かる時代に於て外國も亦類似の制度を有せしやを観察する事是也。今試みに歐洲古代に行はれし均地制度 agrarian system の沿革と土地の公有私有なる問題に關して論争せし經濟學者及び農政學者の學說とを觀る時には中國古代に於て井田制度の存在を否定し得ざるを知るに至るべし。

(1) Sir Henry Sumner Maine は其著 Village Communities in the East and West 1871 に

於て各國に於ける原始分配制度の給果を觀察して土地均産制を以て原始時代に於ける

各民族の共通制度なりとす。

(2) Laveleye は其著 Primitive Property に於て原始的社會に於ては其産業は民族共同のものにして期毎に各家に其收穫分給せられ斯くて人類は自然の賜により勞働を行ひて生活し得たりと述べて充分の證據を掲げ以て自由と其結果とにより民族中の各家長は不可分的公産を平等に享有するに至るものにして是れは日耳曼の村落に於ける主要なる權利なりと云へり。

(3) Guizot の歐洲文明史講義及び法蘭西文明史講義なる兩書は日耳曼民族の羅馬への侵入は羅馬の社會に一種の粗暴的生命を注ぎ其結果日耳曼の社會組織及び羅馬の社會組織は一齊に破壊せられ土地公有なる思想と産業獨占なる思想とは混雜して一つと成り斯くて東羅馬帝國成立後蹂躙せられし土耳其

古の地方に於ける所有制度を構成せりと論せり。

(4) Henry George は其著 Progress and Poverty に於て上述せる Guizot の所論を引用して(土地私有の歴史的研究に於て)當時成立して廣く傳播せし封建制度は土地公有なる思想と産業獨占なる思想との混一的結果にして封建制度の下に胚胎し且つ封建制度と併行し尙ほ田地を耕作する人の共有權を以て其基礎となす原始組織は従前の分子を帯びて復活し其蹤跡は全歐洲到る所に遺留す。此種の原始組織は耕地を均分し非耕地をば公用となすものにして古代の伊太利及び索遜時代に於ける英蘭に存在せしものに類す。現今に於ても專制政治を行ふ露國の農奴制度の下に於て又は塞爾維亞の回教に壓迫せられたる地方に於て尙ほ存在するも

ゆにして印度に在りては戦争及び幾百年間の壓制を経験して多少斯かる組織減少するに至りしも今尙ほ根絶するに至らずと云へり。

(5) Vinogradoff は其著 Village in England に於て英國の封建時代に於ける農奴制度及び其來歴をば極めて詳細に研究して英國當時に於て行はれたる原野耕作制度 Open-field System 及び其附隨的狀態を觀察する一方に他方古代に於て實行せられたる均地制度を説きて以て原始的共產主義の存在をば想像し得べしとなせり。即ち諸侯の領土が設定せられざる地方及び諸侯の領土が未だ形成せられざる時代た於て此種の制度は最も流行せしものにして印度及び部落時代の伊太利に於ける證據を以て例證するを得と論す。

(6) Ashley は此 Marktheory を以て英國古代

の土地制度に於て實證有るものとは信せずして其著なる Surveys, Historic and Economic, 1910 に於て Vinogradoff の書には不精確なる及び疑ふべき點なからざる旨を論せり。然れども彼は唯原野耕作制度に關して論せしものにして彼も亦部落階級時代に於ては英國人も原野耕作法を實行せりと推定し得るやも測られざるものと論ずるを得たり。

(7) Seeborn が其著 Tribal system in Wales に於て

Aberthau 領土内の土地分配状態及び Wales 族の均田受地方法に就きて研究せし所は都て價値ある考證也。

(8) 日本同文館出版の經濟大辭書に於ける土地制度の部門に論せらるる Feldgemeinschaft の

説明に次の如きもの有り。即ち共同耕作制度には元來共有地上に於て收益を共同使用する本來的共同耕作制度及び共有地を期に分ちて分割し其期間内分配せられたる地上に於て個別的耕作を行ひ期滿するに及びて再び割換を行ふ割地制度の二有り。農業史上の學說によれば本來的共同耕作制度先づ起り割地制度稍々遅れて發生す。割地制度の成立には本來的共同耕作制度の成立とは種々異なる原因を有するものにして本來的共同耕作制度進歩し終りたる後個別的觀念發達し然も比較的永く存續す。其結果一定期間内耕作地上に於て專屬的使用權發生して此割換制度を生ぜしむ。又收税の關係上より國王自ら全領土の所有權を掌握し唯人民をして一定の期間中地上の使用收益を許し終には斯かる原因より一國の王他國を制

服して壓制的手段を行ひ一部落に於ける土地分配上の不均より生ずる弊害を矯正する必要生ぜり。各國の慣習一様ならずとも、兎に角土地共有制度は其多數を占む。

Mit は露國に於ける共同耕作制度の結果にして割換制度を採用し露國人之れを呼びて *Obschtschina* と稱す。亦南洋、瓜哇にも一種の割地制度存在し村落は耕地を完全に所有し村民は唯使用權有る而已にして村落團體が直接國王に負へるものは納稅義務也と記載す。

(9) 河田嗣郎博士の著土地經濟論の主旨は Henry George 及び土地公有派の學說を反駁するに在るにも拘はらず却て土地所有の沿革を論ずるに當りて初民時代に於ては團體が土地を共有する一階級の存在を承認せざるを得ざりき。

者の所論は總て原始社會に關係有る而已にして二千有餘年政治生活を營み來りし有史民族たる中國民族に適用し得ず。斯く云へば或は已に古代に於ては部落進化して無數の小國を形成し其疆界の内外には無數の半門化的民族存在すと云へると矛盾すと思惟せんも是れ決して撞着に落つるものには非ず。蓋しこは已に國家を形成せし小國以外に尙ほ戎狄存在するを指し決つて當時の中國を以て全く半開化的なりと云ふに非ざればなり。亦已に述べし如く若し井田制度の存在をば證明し得ざる以上は事理上より當時の政治形勢をば推想し又斯かる半部落半國家的時代に在りては井田制度の如き豆腐干塊的のもの實行し得ざるを知ると云は、如何なる民族と雖も半部落半國家的時代に於ては總て類似制度を有するが故に反て井田制度の存在を認め得べしと論

尤とも中國に於ける井田制度と外國の均田制度とは不同の點少なからずと雖も異なる地方及び異なる民族に就きて絶對的に同一なる制度を求むるは殆んど不可能のことに屬す。各原始民族に在りては斯くの如き類似の制度あるものなれば半部落半國家の世に於て井田制度存在し得ずとは絶對的に不可能なる所論ならずんば非ず。實に人口少なく土地廣き原始時代に於て土地をば整齊均分するが如きことは如何なる民族に於ても存在せざるものに非ざる也。夏商時代の封建制度を問はずとも周が國を得て以來絶對的領域内に於ては土地をば畫して疆をば分ち以て之れを同姓の子弟及び異姓の功臣に與へたるは事勢上決して不可能のことに非ず。

(ロ) 胡適之先生一派の所論

胡漢民先生一派の引用する西洋及び日本の學

者或は云はんも實際秦以前の中國は極めて不統一なる國家なりしかば斯かる不整頓なる時代に斯かる極めて整頓せる制度存在し得ずと云ひ得べし。實に論者が Seeborn の著なる *Triaxial system in Wales* を編纂すと雖も Wales の如き小區域と中國の如き大區域とを同一視するが如きは云はれなきりの也。要之中國の古代に於て共產制度従つて井田制度行はれたることなし(註一)は Jenks の社會通論に見るも明らか也。(註二)

(註一) 第二節第二款參照

(註二) 嚴復先生の翻譯有れば之れを參照すべし。蓋し茲に記するは煩雜なれば也。

(ハ) 私見

胡適之先生の云へる如く胡漢民先生一派の所論は全く原始社會、民族社會、大家族社會に於ける共產共有の事實を云ふものにして周

の如き或は其以前三皇五帝の時代の中國社會に適用するを得ず。中國古代に於ても曾つて斯かる共產共有の制度存在せしこと已に述べたるが如し。然れども井田制度存在の論據として斯かる外國の事例を引證するは不適當なりと云はざるべからず之れと同時に筆者は中國古代に共有制度を否定するに關しては第二章第二節第二款に於て述べたるが如く胡適之先生一派の所論にも反對す。

結論

原始社會に於ては土地に對する共有私有の觀念なし。其後種々なる事情の發生は彼等は總て同胞なりと即ち同一民族なりと自覺せしむるに至れり。例へば外敵の襲撃に遭ふや彼等は之れを共同の敵となして之れに當るが如き場合也。斯かる時代には其經濟狀態が狩獵牧畜、農業の如何を問はず土地は總て民族の共有に屬し個人

は唯土地に對する使用權を存する而已。然るに其後民族膨脹と俱に益々經濟生活は進歩し土地は個々の大家族團體に稍々永續的に使用に供せられ割換制度を發生せしむ。是れ大家族時代に於ける狀態也。大家族には各々一人の家長有り從て其民族中には多數の家長存在す。然るに種々の原因により是等多數の家長は互に其弱を爭ひ終ひに總ての大家族即ち其民族を統一する王發生するに及びて土地は王の所有となるべし。斯くて王は同姓の子弟及び異姓の功臣をば采地食邑に封じて封建政治を行ふ。此場合には國王は領土權を有し諸侯は封地の所有權を掌握し一般の人民は唯其土地を佃作即ち小作する而已。是れ即ち封建制度が大地主制度と云ふ所以也。其後封建制度の頽廢及び農民の解放によりて一般人民は土地私有權を有するに至り領土は衰滅し唯王の領土權存在する而已。要之土地は原始

時代、民族時代、大家族時代及び封建時代を経て始めて一般に私有せらるゝに至りしもの也。抑々漢民族の淵源及び其發祥地の如何を問はず漢民族が黃河に沿ひて中國の内地に移住するには固より長き年月を費したるや明らか也。此間に於て彼等漢民族は數多の部落或は大家族團體に分れ各々其酋長或は家長を戴きたるや疑なし。(牧、后、群牧、群后、四獄等參照)實に此時代は中國が原始時代を經過して民族時代大家族時代に到達せし時代にして土地は民族或は大家族團體に屬し人民は一般に土地の使用權を有せし而已。其後黃帝が漢民族を統一して王となるに及び封建の制度實行せられ領土權は王に所有權は諸侯に屬するに至れり。一般の人民は諸侯の土地を小作或は佃作せし而已。斯かる時代に於て共產共有制度の一種となす井田制度は其實行せらるゝ餘地を有せざるもの也。

要之筆者は當時に於ける井田制度の存在を認むる胡漢民先生一派の所論を排斥して胡適之先生一派の所論なる否定論を採用す。然れども筆者は其より以前の時代に於て中國にも共產共有の制度存在せしと云ふ點に於て胡適之先生一派の所論に服せざる也。——完——

中華民國九年十一月十九日脱稿。

附記

以上筆記が秀筆を詞して現代中國學者の井田制度に對する論争をば日本經濟學界に示したるは中國に於て之れが肯定論者と否定論者とが兩々相對立して他に降らず解決の曙光をば認め得ざるが如く見ゆるが故に經濟史研究に就きて遙かに中國を凌する日本學界が之れを對岸の火災視せず之れが徹底的的研究を行はれ以つて中國學界に教示せられんことを願ふに外ならず。

此問題を論ずる然も井田制度を肯定する人流の中胡漢民先生は曾つて民國元二年の廣東都督なり又廖仲愷先生も朱執信先生も俱に南方政府に在りて孫文先生に心服する人々也。反之否定論者中の胡適之先生は米國留學後北京大學の文科教授に任ぜられ北大に於ける學生間の名望篤く季融伍

先生は北京大學卒業後同校教授たり是等の學者は凡て近時の人々にして諸兄も已に知悉せらるゝこと、信するが故に餘りに贅せず。唯北京大學の人々が筆を揃へて井田制度を否定するに反して南方政府の學者が俱に其を肯定する不思議の現象を記するに止む。(李永霖)

新刊紹介

ホッヂス氏の炭坑國有論

F. Hodges. Nationalization of the Mines.
pp. XII 170. London: Leonard Parsons.
4s. 6d.

近來英國の勞働運動で最も活躍して居る人は大英坑夫聯合會書記フランク、ホッヂス氏であつて、勞働者間に於ける輿望に於ては、或は會長スマイリー氏を凌ぐの趣なしとしない。是れは英國の勞働運動なり、其運動の中堅たる勞働組合なりが段々發展して來るに隨ひ、合理的動作をしなければならぬ場合に臨んで、ホッヂス氏の如き學殖あり、知識ある指導者を要するの關係に基くものと見る可きであつて、勞働組

合聯合會が年來組合の指導者を養成することに意を注ぎ、ホッヂス氏の如き有爲の人物を其少壯時代にラスキン、コーレンヂに送つて、修學させた効果は今日に於て空しからずとす可きである。

昨年英國で炭坑夫同盟罷業の起つた際、ホッヂス氏が「坑夫の移す可からざる論據」と題して、「レーボア、リーダー」誌に寄せた一文は内は炭坑夫の聯合を鞏固にし、外は炭坑罷業に對する世間の同情を繋ぐ名文として、噴々たる好評を博するに至つたが、之と相前後して公にされた炭坑國有論は炭坑經濟の見地から、國有の止むを得ざること、デモクラシーを完成する爲めには、國有制度の下に、従業者に管理權を與へなければならぬことを論究したものである。英吉利は或る點から云へば、民有主義を基礎とする經濟制度の祖國であつて、國有論も餘程以前か

ら鐵道に、近年は炭坑に主張され來つたが、之に對する反對論は自ら強烈ならざるを得なかつた。反對論の骨子は何處に在るか云へば、第一國家は生産に干與する權利を持たぬとか、第二國家が財産を所有し、國家の企業として、之を經營したならば、生産費の増加を免かれぬとか、第三國家經營の事業に於ては、事業擴張の能力が破壊され、行政を畫一に流れさせるとかの諸點に外ならぬ。ホッヂス氏は最も痛切に斯る議論を駁撃し、官僚に支配される國有事業と管理權の附帶する國有事業と其經營上の效果に於て、如何に異なるかを説明して居る。氏の言を引いて、産業管理權の根據を説明すれば、氏は實に「吾人は責任ある人間として、産業に於ける地位に比例する權能を有し、自己が一の單位として産業上の行動に親しく責任あることを感ずる人たらんことを希望する。今日吾人は賃銀